

◆議第23号および議第25号に反対する立場から討論します。まず議第23号、少子化対策の更なる強化を求める意見書について述べます。

国・岸田政権が閣議決定した「子ども・子育て支援法等の一部改正案」に基づき、実効性のある取り組みを求めています。推進にあたって、子育て世帯に新たな負担が生じないように配慮を求めるのは当然ですが、この意見書に反対するのは、国民に負担を強いて子育て財源を確保することに言及がないからです。

財源は「加速化プラン」で枠組みが決定され、「既定予算の最大限の活用」「歳出改革」「医療保険の保険料への支援金の上乗せ徴収」で確保されます。「既定予算の活用」ではインボイス制度の税収が充てられ、免税事業者の増税が大問題です。「歳出改革」では、医療・介護等への負担の拡大、そして「医療保険の保険料への支援金」では、後期高齢者にまで負担を強いています。このような財源確保のあり方の見直しを求めるべきです。

「子ども未来戦略方針」には、「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ我が国の経済・社会システムを維持することは難しい」と、もっぱら経済成長の面から危機感が強調されていますが、出産を奨励する同調圧力にならないよう配慮が必要です。子どもを産む、産まない、何人産むかは性と生殖に関する自己決定権の問題であり、そのことへの言及も不可欠だと考えます。

なお、要望項目の1および2項には異論はありませんが、それを実現しようとしたら、どんどん社会保障の負担が重くなるようでは政策として破綻は避けられないと言うことを申し添え、反対討論とします。

◆続いて議第25号、教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の検定・採択を求める意見書について述べます。

意見書は、前文で「文部科学省の教科書検定基準は改正教育基本法が精神が生かされていない」など安倍晋三元首相の国会答弁を引きあいに出し、教科書検定基準の「近隣諸国条項」により「日本の名誉が傷つけられ、いわゆる自虐史観を誘発する事態も生じている」などと述べ、教科書の編集・検定・採択に関し必要な措置を講じることが急務だとしています。これらは県議会としてではなく、政党・会派として要望されるべきことではないでしょうか。

安倍政権は、2014年に教科書検定基準や教育内容の基準を改悪し、教科書の記述を政府の統一見解にそったものにさせてきました。これにたいし、法律や教育関係団体、市民団体など国民的な抗議運動が起こりました。

日本弁護士連合会は、2014年12月の「教科書検定基準及び教科用図書検定審査要項の改定ならびに教科書採択に対する意見書」において、「国による過度の教育介入として憲法26条に違反し、子どもの学習権等を侵害するおそれがある」として、これらの改定の撤回を求めました。

このような教科書の検定・採択をめぐる経過を見るならば、国への意見書は、まず、政治による教育への介入に警鐘をならさなければなりません。自虐史観と言う見方や「正しい歴史認識」とは何かは、意見が分かれている問題です。多角的、多面的な観点からの教育というなら、国民の間で見解が分かれている問題について、政府が自らの見解を「正解」として教育するようなことも抑制すべきと考えますが、そのことには触れられていません。

以上のことから、本意見書は断じて容認できません。議員各位におかれては、良識を持って否決されますよう訴え反対討論といたします。